

平成 2 6 年

議会運営委員会記録

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年12月10日(水曜日)
午前10時45分 開会 午前11時30分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 その他議会運営に関することについて
基本条例の見直し
議会報告会の総括について

午前10時45分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しと議会報告会の総括についてであります。

初めに、基本条例の見直しについてです。

検討事項5番目、意見書案の取り扱いについて、前回の議会運営委員会では、法的根拠である地方自治法、会議規則、そしてこれまでに申し合わせてきた和光市議会の運営ルールを確認いたしました。その上で発言された1つ目の意見は、これまでどおり全会一致した意見書案を本会議に上程し、和光市議会として国会や行政機関に提出すべきというもの、2つ目の意見は、全会派の一致がなくても半数以上の賛同が得られれば上程できるようにするべきというもの、3つ目の意見は、2人以上の賛成者とともに連署すれば上程できるようにするべきというものなどでした。

出された意見を踏まえて、再度会派での協議を依頼し、この回でまとめるということで持ち越されております。

それでは、今申し上げたことを御理解の上、各会派での協議の結果、またはその他新たな意見などを伺います。

なお、検討事項5番目、意見書案の取り扱いは、本日終結したいと思います。

それでは、新しい風から御意見を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 先日の話し合いの結果を伝えてもう一度話し合いを持ちましたが、やはり意見書案に関しては、全会一致のものだけということではなくて、最終日に議場でちゃんと討論等で考え方も明らかにできる形で上程をするべきというのが会派の話し合いの結論です。

○齊藤秀雄委員長 確認ですが、全会一致ではなくても上程できる環境であるということは、先ほど私が申し上げた半数以上の賛成なのか、2名以上の賛成者とともに連署による上程なのか、その辺ははっきりと言ってください。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 すみません。2名以上の賛成者とともに連署による提出ということで、議案として出すということになるのかと思いますけれども、その方向が保障されるべきという意見でした。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 前回と変わりません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も前回と一緒に、やはり市民の皆さんにきちんと政治姿勢なども含めて示していくには、本会議に上程できるという条件にすべきだと思います。

2名以上の議案提出権を使って本会議に提案できるということです。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては全会一致での上程というのを大前提とします。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 前回発言したように、一応最低限過半数で上程するという事です。

○齊藤秀雄委員長 それでは取りまとめたいと思います。

検討事項5番目、意見書案の取り扱いについては、3つの意見、相変わらず3方向の意見が出たということを皆さん御理解をいただいていると思います。課題として取りまとめることができるかということでは、取りまとめることができないというのは明らかだと思います。

議長。

○菅原満議長 今、委員長から取りまとめに向けてのお話でしたが、ちょっと途中ですが、前回もお話し申し上げましたけれども、議員提案方式ということになると、正式な議案ということになりますので、その提出の要件、方式、そういったこともきちんと詰めなければならない。法的には開会日から閉会直前までに意見書案を提出できますけれども、ただ、きちんとした審査を行うとなると、それなりの時間なり審査の方向づけをきちんと協議して詰めないといけない。それから、この議会運営委員会では議員全員が一致してということで行ってきておりますし、議会基本条例の関係についても一致した考えで方向性をまとめていくということになっております。

また、今現在のやり方のままで議員提案もとなると、やはり一事不再議の考え方をどうクリアしていくのか、委員会自体は本会議に先立つ予備審査的な役割をしているということで、その辺との扱い、また今現在、全会一致方式をやることによって、議員間で討議、協議を行ってまとまる方向性でまとめて、和光市議会の意思として一致した意見書を提出してきているということも十分踏まえて、さらに検討を加えていかなければならないと考えます。

また、手続的な問題ですとか、そういったことも十分踏まえて御検討をいただいでいかないといけない。あとやはり和光市議会としての意見書ですので、そういった点も踏まえて十分協議していただければと思います。形式上は一定の要件がそろえばいつでも議案として出せますけれども、やはり最終日に出されると議会運営委員会の開催ですとか、いろいろ手続的な課題も出てきますので、そういったことも踏まえて協議をお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午前10時52分 休憩)

再開します。(午前11時11分 再開)

いろいろな意見が出ております。なおかつ一致した意見にはなっておりません。今後いかに取り組んでいくか、またこの意見書案に対してどう取り組んでいくか、会派の最終的な意見を取りまとめたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派としては、できるだけ全会一致に努力をしていきながらも議員提案権自体はやはり保障すべきという点は変わりませんが、今回さまざまな御意見が出ていますので、やはりそういった結果を踏まえて、次期にもう1回、これまでこういう形に申し合わせがなってきた経過も含めて、また議論をするべきだと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 やはりこの議運での審議というものも大事に審議してきているわけでありますので、意見書の提案に対しては、やはり合意を図るということが必要で、議会として国に出すということからすれば、合意を図った上での意見書を出すということが大前提であると思います。

ここで結論は分かれているわけでありますので、改選後の委員の皆様にも今までの経緯を伝え、そして意見書案の取り扱いのさまざまな御意見等をもう一度皆さんで諮っていただいて結論を出すという方向でいかと思っております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も考え方は変わりません。なぜ変わらないかという、意見書案については、議会運営委員会で審議し、そこで結論を出す全会一致制を今、とっているわけですが、例えば議会運営委員会では少数意見であったとしても、議会では少数意見かもしれないけれども、市民の多数の意見を代表する意見書案もあるというふうに思っているんです。だから議案提出権を行使できるような条件整備というのは今後考えていく必要があると思います。

ただ、今、12月議会ですし、改選も間近に迫っていますので、これについては、次期改選後に持ち越して、改めて土俵にのせて協議をしていくということで仕方がないのかと考えています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 従来どおりですが、これは議会の意思を示すものだと思いますので、やはり過半数の賛同を得たものについて上程していくということではないかと思えます。

あと、取り扱いをどうするかにつきましては、持ち越すよりは我々の任期中に決めたほうがいいのではないかと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては全会一致を基本とします。今まで皆さんの意見を聞きましても、一致した意見、合意した意見にはなりそうにもないので、できれば次回に持ち越して落ち着いた形で結論を見出せればと考えています。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、皆さん意見がで出尽くしたということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

全会一致の意見ということにはなりませんでした。なおかつ基本的には全会一致、また過半数、また2名以上というような提出の条件としても3つに分かれていました。意見書というのは地方議会のそれこそ生命線とも言えるぐらい国会に対する大事な案件であるというのは皆さん一致した意見です。きょうのきょう結論は導き出せませんでしたので、次期改選後に再度この意見書案の取り扱いに関しては、議会運営委員会で諮って議会改革の中で取り組んでいくという形で結論を得たいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、検討の結果、今申し上げた形で今回の見直しの結論としたいと思います。

以上で、検討事項5番目、意見書案の取り扱いについては終結いたします。

続きまして、検討事項6番目、一般質問のあり方についてです。

休憩します。(午前11時16分 休憩)

再開します。(午前11時20分 再開)

新しい風から意見をお願いいたします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 一般質問に関してのガイドラインというようなものについては、個々の議員が獲得していくべき内容だと思いますし、それからガイドラインで網羅できるとも思いませんので、個々のケースに応じて獲得していくということで、議会改革の中で取り上げるのはふさわしくないかというふうに思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 同じ意見でございます。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 本会議における議長の役割等も含めて理解が深まれば、今回のこの一般質問のあり方についてというのは、やはり改革に値しないと考えています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、ご本人はいかがですか。

○金井伸夫委員外議員 私も今皆さんの御意見を聞いて、議員の第一歩を勉強する必要があると思いますので、特にこれは取り下げということで結構です。

○齊藤秀雄委員長 それぞれの会派の意見がまとまっております。一般質問のあり方についてということでは、基本的に議会改革にはなじまない案件であるということが一致した意見ということで、皆さん理解していただいていると思います。

検討事項6番目の一般質問のあり方についての取り扱いとしては、検討事項から外すということで、皆様からの一致した意見ということで結論を出したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのような形で決めさせていただきます。

休憩します。（午前11時23分 休憩）

再開します。（午前11時26分 再開）

先ほどの一般質問の取り扱いについての最終的な結論に関しては、今、議会基本条例の見直しについて取り扱っているわけですが、その見直しはしないという形で取り扱うということで結論を出したことを確認します。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、続きまして、今回は検討事項7番目、定数削減についてです。各会派において意見を集約されますようお願いいたします。

また、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しは今回ここまでで終了します。

次に進みます。

議会報告会の総括についてです。

過日開催されました全員協議会では特に意見はありませんでしたが、その後協議されて意見があるようでしたら発言願います。

この前、全協が行われまして、議長から意見を募りましたが、特段の意見はございませんでした。その後また意見等がありましたら承りたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 特につけ加えるものはございません。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 会派としては意見を出しておりますので、ございません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党としても出されている意見以外の意見はございません。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私もございません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会もございません。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

では、前回の全員協議会で取りまとめた形で皆さん御理解いただいたということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

ではそのように総括させていただきます。

次に、ホームページの掲載内容については、前回配付しました資料のとおりですが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ホームページの内容はそのようにいたします。

議会報告会の総括については以上で終了いたします。

次に進みます。

今後の議会運営委員会の日程を確認します。

今回の議会運営委員会は、12月17日水曜日、本会議終了後で、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直し等についてです。

議会だよりの作成に係る事前打ち合わせは、1回目の打ち合わせが12月22日月曜日、最終日の本会議終了後です。2回目の打ち合わせが1月13日火曜日、午前中ということで、まずはあけておいてください。その後の議会運営委員会は、1月19日月曜日、午前中で、内容は市議会だよりの編集、作成についてと、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しです。よろしいですか。

時間が未定の会議は追って連絡いたしますので、日程調整をお願いします。

その他委員または各会派から御意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、本日の審議事項は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時30分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄